

新型コロナウイルス感染症

支援 ガイドブック

2020年3月27日現在

目次

資金繰り支援制度の体系図	02	時間外労働等改善助成金／新型コロナウイルス感染症の影響による労務相談	10
新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫・商工中金)	03	BCP(事業継続計画)を作りたい／商工会議所海外危機対策プラン	11
新型コロナウイルス対策マル経	04	生産性革命推進事業／小規模事業者持続化補助金	12
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付／特別利子補給制度	05	ものづくり・商業・サービス補助金／IT導入補助金	13
栃木県制度融資／宇都宮市制度融資	06	宇都宮商工会議所の相談窓口／宇都宮商工会議所の情報発信	14
セーフティネット保証4号・5号／危機関連保証	07	BMSOSモール	15
雇用調整助成金の特例措置	08	相談窓口一覧	16
小学校等休業対応助成金／小学校等休業対応支援金	09		

用語の 解説

中小企業の定義(中小企業基本法による)

業種	資本金	人数
小売業	5,000万円以下	常時使用する 従業員の数 50人以下
サービス業	5,000万円以下	常時使用する 従業員の数 100人以下
卸売業	1億円以下	常時使用する 従業員の数 100人以下
製造業、建設業、運輸業その他	3億円以下	常時使用する 従業員の数 300人以下

小規模事業者の定義

業種	人数
商業・サービス業 (宿泊・娯楽業除く)	常時使用する 従業員の数 5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	常時使用する 従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する 従業員の数 20人以下

『新型コロナウイルス感染症支援ガイドブック』掲載内容の訂正

【更新情報】

○雇用調整助成金の特例措置(8ページ)

雇用調整助成金の特例措置を拡大

<更新内容>

裏面に記載

○小学校休業等対応助成金(9ページ)

対象となる有給の範囲を拡充

<更新内容>

対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日の間に取得した休暇についても支援を行う予定です。

○小学校休業等対応支援金(9ページ)

対象となる期限の延長

<更新内容>

対象となる期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日の間に就業できなかった日についても支援を行う予定です。

○ものづくり・商業・サービス補助金(13ページ)

公募スケジュールが公表

<更新内容>

申請開始 4月20日(月)17時

申請締切 5月20日(水)17時

○特別利子補給制度

問合せ先の追加

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

【新着情報】

○確定申告期限の柔軟な取り扱いについて 4/17(金)以降も申告が可能です

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに4月17日(金)以降であっても柔軟に受け付けることになりました。

申告期限延長の取り扱いは、申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出てください。

詳細は宇都宮税務署までお問い合わせください。

問合せ 宇都宮税務署 028-621-2151(自動音声)

○小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上げが減少した小規模企業共済契約者に対し、緊急経営安定貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長など貸付要件の緩和を実施します。詳細は中小企業基盤整備機構にお問い合わせください。

問合せ (独)中小企業基盤整備機構 共済相談室(050-5541-7171)

○新型コロナウイルス感染症に関する金融相談ダイヤルをご活用ください

金融機関との取引に関して心配なことがある場合の相談窓口を設置しています

問合せ 関東財務局 相談ダイヤル 048-615-1779 9:00~16:00(土日・祝日、年末年始を除く)

金融庁 相談ダイヤル 0120-156811 10:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除く)

03-5251-6813(IP電話の場合)

令和2年4月14日(火)

宇都宮商工会議所

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置
	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は、 全国 で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 (全業種)
生産指標要件 3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3 (中小)、1/2 (大企業)	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10 (中小)、3/4 (大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和 (1/40(中小)、1/30(大企業))
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合9/10 (中小)、3/4 (大企業)) 加算額 2,400円(中小)、1,800円 (大企業)

※令和2年4月13日(火)現在の情報であり、内容が変更となる場合があります。

資金繰り支援制度の体系図

信用保証

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

セーフティネット保証とは別枠(2.8億円)で、全国・全業種*を対象に100%保証。

※保証対象業種に限る。

一般保証枠(2.8億円)

+

セーフティネット保証枠(2.8億円)

+

危機関連保証枠(2.8億円)

4号：100%保証(全都道府県)

5号：80%保証(指定業種)

別枠(2.8億円)は共有

危機関連保証：100%保証

(全国・全業種)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

融資

実質無利子融資

金利▲0.9%引き下げ

金利引き下げなし

特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

※個人事業主については、柔軟に対応
(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)

【対象要件】

売上高

▲5%以上減少

セーフティネット 貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の

要件はなし

+

特別利子補給制度

特別貸付を利用した
事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主(小規模):要件なし
小規模(法人):売上高▲15%減
中小企業:売上高▲20%減

マル経融資

(小規模事業者)

別枠で

最大1,000万円まで、
金利を▲0.9%引き下げ

※商工会議所等の経営指導を
6ヵ月以上受けることが条件

新型コロナウイルス感染症特別貸付

融資対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

- ① 最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3か月(最近1か月を含む。)の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

資金用途

運転資金
設備資金

担保

無担保

貸付期間

運転 15年以内
設備 20年以内

据置期間

5年以内

融資限度額

(別枠)中小事業 3億円、国民事業 6,000万円

金利

当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小事業 1.11%→0.21%

国民事業 1.36%→0.46% (利下げ限度額：中小事業 1億円、国民事業 3000万円)

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で3,000万円となります。

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律。

問合せ

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル

☎0120-154-505

商工中金の危機対応融資 新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業向け制度)

融資対象

新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方

資金用途

運転資金
設備資金

金利

商工中金所定の利率
(下限は日本公庫の基準金利)

貸出期間

運転15年以内
設備20年以内

据置

5年以内

融資限度額

3億円以内(貸出累計額は20億円以内)

※限度額は日本政策投資銀行等との合算運用

利子補給

- ① 商工中金所定の利率が日本公庫の基準金利を上回る場合は、残高3億円までの全額について、お借入期間中にわたり、日本公庫の基準利率までの利子補給があります。
- ② 残高1億円まで、当初3年間は0.9%の利子補給があり、0.21%になります。

※4年目以降はこの利子補給はありません。

問合せ

商工中金宇都宮支店

☎028-633-8191

新型コロナウイルス対策マル経

◎マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を6ヵ月以上受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

◎新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、通常の貸付金利から▲0.9% 引下げする。加えて、据置期間を運転資金で 3 年以内、設備資金で 4 年以内に延長する。

融資対象

- ① 最近1ヵ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方
- ② 宇都宮商工会議所から経営指導を6ヵ月以上受けている方
- ③ 法人税、事業税、住民税等を滞納していない方

資金用途

運転資金
設備資金

融資 限度額

(別枠) 1,000万円

返済 期間

運転資金7年以内
設備資金10年以内

担保・ 保証人

不要(信用保証協会の保証も不要)

金利

別枠のみ 1.21%から当初3年間▲0.9%引下げ (令和2年3月24日現在)

※金利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で3,000万円となります。

問合せ

宇都宮商工会議所 経営支援部 ☎028-637-3131

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

融資対象

生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

- ① 最近 1 カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少した方
- ② 業歴 3 カ月以上 1 年 1 カ月未満の場合等は、最近 1 カ月の売上高が、次のいずれかと比較して 5%以上減少している方
 - a 過去 3 カ月（最近 1 カ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年 12 月の売上高
 - c 令和元年 10 月～12 月の売上高平均額

資金用途

運転資金、設備資金（振興計画認定組合の組合員の方）
設備資金（振興計画認定組合の組合員以外の方）

担保

無担保

返済期間

運転 15 年以内
設備 20 年以内

据置期間

5 年以内

融資限度額

（別枠）
6,000 万円

金利

当初 3 年間 基準金利▲0.9% 4 年目以降基準金利
1.36%→0.46%（利下げ限度額：3,000 万円）

※金利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で 3,000 万円となります。※令和 2 年 3 月 2 日時点、担保の有無にかかわらず利率は一律。

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

問合せ

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル

☎0120-154-505

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」若しくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行います。

適用対象

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ② 小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③ 中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20人以下・卸売業、小売業、サービス業は従業員5人以下

利子補給

期間

借入後
当初3年間

補給対象 上限

（日本公庫）中小事業1億円、国民事業3,000万円
（商工中金）危機対応融資1億円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁ホームページ等で公表予定です。

経営安定資金 [新型コロナウイルス感染症緊急対策資金 (栃木県)]

融資対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最近1か月の売上高等が前年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等が3%以上減少する見込みである方

資金使途

新型コロナウイルス感染症の影響による経営不安を防止するための運転資金及び設備資金(土地取得費を除く)

融資限度額

8,000万円

融資期間

1年超10年以内
(うち、据置期間2年以内)

融資利率

1.2%以内または1.4%以内
(別途保証料が必要となります)

申込先

銀行、信用金庫、信用組合または商工中金の県内営業店

問合せ

栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当

☎028-623-3181

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金保証料補給事業 (栃木県)

内容

保証料の一部を県が補給します

対象者

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金を利用した中小企業者等

対象者

セーフティネット保証4号および
セーフティネット保証5号0.2%を県が負担

一般保証

一般保証料率の30%を県が負担

問合せ

栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当

☎028-623-3181

新型コロナウイルス感染症対策特別資金 (宇都宮市)

融資対象

宇都宮市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。その上で以下の①から③に該当し、かつ、④または⑤のいずれかの要件を満たすこと

- ① 市税を滞納していないこと。
- ② 経営が健全で、返済能力が確実であること。
- ③ 資金の申し込みを令和2年8月31日までにしていること
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同月比3%に相当する額以上減少していると認められるもの
- ⑤ 危機関連保証の認定を受けたもの

資金使途

運転資金
(原材料・商品仕入など)

融資限度額

1企業
年度間 3,000万円

融資期間

7年以内

融資利率

5年以内 年利0.5% 7年以内 年利0.6%

利子補給

当初3年間 利子相当額
※申請書の提出が必要

信用保証

栃木県信用保証協会の保証
(保証料率 1.71%以内)を付すこと。

保証人

原則不要
(法人は原則として代表者1名)

返済方法

1年以内の据置後
月賦返済

融資の申込窓口

市内に本店又は支店を有する銀行、
信用金庫又は商工組合中央金庫

申込書の添付書類

(1) 市税完納証明書 (2) 営業状況調査書
(3) 最近期の決算書の写し

信用保証料補助

申込金額が1,000万円以内の資金については、
信用保証料の補助があります。保証料の補助を受けるときは、
補助申請書の提出をしてください。

補助の限度

貸付累計額 1,000万円の
範囲で申し込みの都度

問合せ

宇都宮市経済部商工振興課

☎028-632-2433

セーフティネット保証4号・5号

◎セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

セーフティネット保証 4 号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大 2.8 億円）で借入債務の 100%を保証。※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

セーフティネット保証 5 号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大 2.8 億円、4号と同枠）で借入債務の 80%を保証。※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

利用手順 (4号・5号)

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大 2.8 億円、4号と同枠）で借入債務の 80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

①対象となる中小企業者の方は、本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行います。

※宇都宮市は商工振興課が認定申請の窓口

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

問合せ

栃木県信用保証協会

☎028-635-2195

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種*の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、さらなる別枠（2.8 億円）を措置。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

問合せ

栃木県信用保証協会

☎028-635-2195

雇用調整助成金の特例措置

◎雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの

特例措置
の対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

特例措置
の内容

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヵ月未満の労働者についても助成対象とする。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする。
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とする（支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません）。
- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能。
- ④ 生産指標の確認期間を3ヵ月から1ヵ月に短縮する。
※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とする。
※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります。
- ⑥ 最近3ヵ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。

助成内容と受給できる金額

助成率
(大企業)

助成率
(中小企業)

休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率)

※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)

※助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

1/2

2/3

教育訓練を実施したときの加算(額)

1人1日当たり 1,200円

支給限度日数

1年間で 100日

問合せ

ハローワーク宇都宮

☎028-638-0369(自動音声)

(労働者を雇用する事業主の方向け) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

令和2年2月27日から3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対する助成金制度です。

助成内容

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10 / 10

具体的には、対象労働者1人につき、
対象労働者の日額換算賃金額(※) × 有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(8,330円を超える場合は8,330円)

申請期間

令和2年3月18日から6月30日まで

※①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります
※事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について1度にまとめて申請をお願いします

対象となる有給の休暇の範囲

- ◎ 春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い
「臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・ 学校：学校の元々の休日以外の日(※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外)
 - ・ その他の施設(放課後児童クラブ等)：本来施設が利用可能な日「新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・ 学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象
- ◎ 半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い
 - ・ 対象となります。なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。
- ◎ 就業規則等における規定の有無
 - ・ 休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。
- ◎ 年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い
 - ・ 対象となります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。
- ◎ 労働者に対して支払う賃金の額
 - ・ 年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払う必要があります。(助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要あり)

問合せ

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
(厚生労働省委託事業者)

☎0120-60-3999

(委託を受けて個人で仕事をする方向け) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

支援内容

令和2年2月27日から3月31日までの間において、
就業できなかった日について、
1日当たり4,100円(定額)
※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除きます。

申請期間

令和2年3月18日から
6月30日まで

問合せ

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
(厚生労働省委託事業者)

☎0120-60-3999

時間外労働等改善助成金（働き方改革推進支援助成金）

新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取り組みを行う事業主を支援する特例コースを時限的に設けます。

対象事業主

新型コロナウイルス感染症対策として
テレワークを新規※で導入する中小企業事業主

※試行的に導入している事業主も対象となります

- 対象となる中小企業事業主
労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

助成対象 の取組

- ◎テレワーク用通信機器※の導入・運用
 - ◎就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ◎労務管理担当者に対する研修
 - ◎労働者に対する研修、周知・啓発
 - ◎外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング等
- ※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。

主な要件

- 事業実施期間中に
- ◎助成対象の取り組みを行うこと
 - ◎テレワークを実施した労働者が1人以上いること

助成の対象となる 事業の実施期間

令和2年2月17日から5月31日まで

補助率

対象経費の1/2
(1企業当たりの上限額：100万円)

問合せ

テレワーク相談センター（厚生労働省委託事業者）

☎0120-91-6479

新型コロナウイルス感染症の影響による労務相談会

開催日時

令和2年6月30日までの毎週 火曜日 午後1時30分から午後4時30分

相談できる 内容

- ◎休業 ◎特別休暇 ◎小学校休業等対応助成金 ◎雇用調整助成金
- ◎整理解雇等の雇用調整 ◎厚生年金保険料猶予等

※事業主の方からの労務管理に関する相談が対象（労働者の方から相談は対象外）。

会場

栃木県社会保険労務士会館
応接室(駐車場完備)
栃木県宇都宮市鶴田町 3492-46

申込方法

予約制
(相談開催日前日までに
栃木県社会保険労務士会に連絡)

問合せ

栃木県社会保険労務士会

☎028-647-2028

BCP (事業継続計画) を作りたい

新型コロナウイルス感染症等の疫病が発生した場合など、事業を継続させるための計画 (BCP) を策定する場合、商工会議所の専門家派遣制度 (エキスパート・バンク) が利用できます。

対象

小規模事業者

派遣料

無料 (ただし1事業所年1回まで)

相談者

当商工会議所指定の専門家

相談時間

半日程度

相談内容

BCP策定ほか、経営課題の解決など

問合せ

宇都宮商工会議所 経営支援部

☎028-637-3131

商工会議所の海外危機対策プラン

テロ・暴動、自然災害、疫病等の発生により、渡航先に留まるのが危険と判断された場合、安全な地域までの緊急避難や緊急避難によらない安全確保措置を、アシスタンスサービスの費用負担にて行います。

〈例〉疫病等発生の場合

緊急避難等にかかる実費自己負担はなし

規制がかかる前かつ現地に留まるのが危険とされる場合、実費自己負担なしで、緊急避難を行います。自力での手配が難しい場合はアシスタンスサービスをご利用ください。緊急避難用航空機の手配、空港までの移手段の確保、現地での警護等を行います。このアシスタンスサービスには、宿泊手配、移手段の手配、チャーター機等の手配や出入国のビザの手配 (第3国への避難の場合) 等を含みます。

空港が封鎖されていた場合は？

商工会議所の海外危機対策プランでは、緊急避難を実施することが著しく困難な場合、緊急避難に代わる安全確保のための措置を費用負担なしで提供します。自力でホテルの手配ができない場合に、アシスタンスサービスがホテルの手配を行います。この際にかかる実費自己負担はありません。

※現地の法律・規制等に違反する行為は禁じられており、規制が入った場合は民間企業による緊急避難はかなり厳しくなります。

※実施するアシスタンスサービスの内容 (緊急避難の要否および可否ならびに緊急避難先の選定を含む) は、専門家と必要に応じて協議の上、アクサ・アシスタンス・ジャパン(株)が決定します。

問合せ

アクサ・アシスタンス・ジャパン株式会社

☎03-6744-9333

生産性革命推進事業

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援します。

影響を受ける事業者への特例措置

1 優先的な支援

ものづくり・商業・サービス補助金、持続化補助金、IT 導入補助金の採択審査において加点措置

2 申請要件緩和

ものづくり・商業・サービス補助金において、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予

3 遡及適用

ものづくり・商業・サービス補助金において、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象

問合せ

中小企業基盤整備機構企画部 生産性革命推進事業室 ☎03-6459-0866

小規模事業者持続化補助金

◎小規模事業者持続化補助金とは？

小規模事業者の販路開拓等のための取り組みを支援する補助金で、「持続化補助金」等と呼ばれています。策定した「経営計画」に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する、地道な販路開拓等（生産性向上）のための取り組みであること、または販路開拓等の取り組みとあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取り組みであることが求められます。

補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる「小規模事業者」および、一定の要件を満たした特定非営利活動法人

※本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会議所への相談や「事業支援計画書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

補助上限額

50万円

補助率

補助対象経費の2/3以内

75万円以上の補助対象経費に対しては50万円を補助、75万円未満の場合は、その2/3の金額を補助します。

補助対象経費

地道な販路開拓等（生産性向上）の取り組みに係る経費

ただし、次の①～③の条件をすべて満たすものが、補助対象経費となります。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(例) 新商品を陳列するための棚の購入、新たな販促用チラシの作成、送付、新たな販促用PR、ネット販売システムの構築、国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加など

詳細はコチラ



スケジュール

第2回締切：令和2年6月5日（金）、第3回締切：令和2年10月2日（金）
第4回締切：令和3年2月5日（金）

問合せ

宇都宮商工会議所 経営支援部

☎028-637-3131

ものづくり・商業・サービス補助金

中小企業・小規模事業者等が直面する働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等の制度変更に対応するため、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する補助金です。

補助対象

中小企業・小規模事業者等

補助上限

原則1,000万円

補助率

中小企業 1/2以内
小規模事業者 2/3以内

対象経費

機械・装置、工具・器具、専用ソフトウェア、情報システム等の購入、
製作借用に関する経費、運搬料、宅配・郵送料等に要する経費、
クラウドサービスの利用に関する経費など

スケジュール

令和2年度内に5月、8月、11月、2月に締切を設け、
それまでに申請のあった分を査定し、採決発表を行います。

※予定は変更する場合があります。

詳細はコチラ



問合せ

ものづくり補助金事務局 サポートセンター ☎050-8880-4053

IT導入補助金

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援する補助金

◎基本情報

想定される活用例・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する

※加点には、在宅勤務制度（テレワークツール）の導入に取り組むことが必要。

補助対象

中小企業・小規模事業者等

補助額

30~450万円

補助率

対象経費の1/2以内

スケジュール

令和2年度内に、令和2年6月、9月、12月に締切を設け、
それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。

※制度内容、予定は変更する場合がございます。

詳細はコチラ



問合せ

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会 コールセンター ☎0570-666-424

宇都宮商工会議所の相談窓口

宇都宮商工会議所では、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。売上の減少や、資金繰りに関することなど経営全般の幅広い相談を受け付けていますので、ぜひご相談ください。

新型コロナウイルスに関する
経営相談窓口

相談できる
内容

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者の運転資金、設備資金等の資金繰りや関連する補助金など経営に関すること全般

問合せ

宇都宮商工会議所 経営支援部

☎028-637-3131

宇都宮商工会議所の情報発信

■ ホームページ

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせページを設け、国や、県、市などが発信している事業者向けの情報や補助金の公募状況などを掲載しています。

詳細はコチラ



■ 会報「天地人」

毎月 10 日に発行の宇都宮商工会議所の会報誌です。会員事業者全員に配布し、新型コロナウイルス感染症に関する支援施策など、経営に役立つ情報をお届けします。

詳細はコチラ



■ メルマガ

毎月 5 日、10 日に配信しています。新型コロナウイルス感染症に関する情報や経営に役立つ情報を発信しています。購読料は無料ですのでぜひご登録ください。

詳細はコチラ



コロナウイルスに負けるな! 消費応援コーナー

新型コロナウイルス感染症により過剰在庫を抱える事業者や、感染症の予防に役立つ商品・サービスなどを提供できる事業者の情報を当所ホームページに掲載します。掲載情報は随時募集していますので、QR コードを読みとり、メールフォームからお申込みください。

掲載
できる方

宇都宮商工会議所の
会員事業者

掲載できる
内容

- ◎新型コロナウイルス感染症の影響により過剰在庫となっている商品
- ◎感染症の予防に役立つ商品・サービスなど

※掲載を確約するものではありません。

詳細はコチラ



掲載期間

5月31日まで (状況により掲載期間を延長する場合があります)

問合せ

宇都宮商工会議所 総務部

☎028-637-3131

新型コロナウイルス感染症に
関連した緊急販路開拓支援

「BM SOSモール」

ザ・ビジネスモールでは新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に打撃を受けている中小企業の販路開拓を支援するために「BM SOS モール」を期間限定で開設しています。

BMSOSモール <https://www.b-mall.ne.jp/sos/>

※開設期間：令和2年3月11日(水)～5月31日(日) (予定)



BM SOSモール
で支援

新型コロナ
ウイルス感染症の
影響で…

イベント中止
来店客数減少
在庫大量発生



資材が
入ってこない



**過剰在庫で
困っている**



SOS〈売りたい〉情報の登録

SOS〈売りたい〉

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント中止、休校、来店客数の減少によって生じた、企業が抱える過剰在庫の解消・販売促進の支援を目的に、在庫処分にお困りの企業・店舗の情報を掲載します。

◎緊急で在庫処分したい商品情報があれば、企業からのメッセージと共にマイページ内の「SOS〈売りたい〉」からご登録ください。

マイページ:<https://www.b-mall.ne.jp/login/>

※過剰在庫情報を「SOS〈売りたい〉」から登録



**資材調達で
困っている**



SOS〈買いたい〉情報の登録

SOS〈買いたい〉

新型コロナウイルスの影響を受け、資材調達に苦慮する企業を支援するため「ザ・商談モール」のシステムを利用し、広く提案を募集します。通常のザ・商談モールと利用方法は同じ、募集も応募もいずれも無料です。

◎緊急で仕入れ・調達したいものがある場合はマイページ内「SOS〈買いたい〉」から登録いただくことで、案件の発信及び、BM SOS モールに掲載されます。

マイページ:<https://www.b-mall.ne.jp/login/>

※調達希望情報を「SOS〈買いたい〉」から登録

「SOS〈売りたい〉」も「SOS〈買いたい〉(募集／応募)」いずれも無料でご利用いただけます。

ザ・ビジネスモールにユーザー登録していただくと、「SOS〈売りたい〉」も「SOS〈買いたい〉募集／応募」いずれも無料でご利用いただけます。

ユーザー登録(無料)がまだお済みでない方はこちらから

※なお、ご利用にあたってはザ・ビジネスモールの利用規約、免責事項をあらかじめご確認ください。
利用規約:<https://www.b-mall.ne.jp/memberyakkan/> 免責事項:<https://www.b-mall.ne.jp/immunity/>



ユーザー登録
(無料)

問合せ

宇都宮商工会議所 地域振興部

☎028-637-3131

相談窓口一覧

相談窓口	相談できる内容(主なもの)	問い合わせ
宇都宮商工会議所	経営全般、資金繰りに関すること	経営支援部 TEL.028-637-3131
	消費応援コーナーに関する事	総務部 TEL.028-637-3131
	BM SOS モールに関する事	地域振興部 TEL.028-637-3131
栃木県	資金繰り、県制度融資に関する事	産業労働観光部経営支援課金融担当 TEL.028-623-3181
栃木県よろず支援拠点	経営全般	経営相談窓口 TEL.028-670-2618
栃木労働局	給与、手当、支払いなどに関する事 解雇・雇止めに関する事	労働基準部監督課 TEL.028-634-9115
	雇用調整助成金等に関する事	ハローワーク宇都宮 TEL.028-638-0369
	特別休暇制度を設ける際の 具体的な手続き	雇用環境・均等室 TEL.028-633-2795
栃木県信用保証協会	資金繰り、セーフティネット保証、 危機関連保証に関する事	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 TEL.028-635-2195
宇都宮市	感染が疑われる場合の対応	帰国者・接触者相談センター 平日：TEL.028-626-1114 夜間：TEL.028-626-1135
	セーフティネット保証の認定申請、 市制度融資に関する事	商工振興課 TEL.028-635-2433
日本政策金融公庫	資金繰りに関すること	事業資金相談ダイヤル TEL.0120-154-505
商工中金	資金繰りに関すること	初めての方 TEL.0120-542-711 既に融資のある方 TEL.028-633-8191
日本貿易振興機構(JETRO)	輸出入や海外進出に関する事	新型コロナウイルス関連相談窓口 TEL.03-3582-5651
厚生労働省	小学校休業等対応助成金等に関する事	学校等休業助成金・ 支援金等相談コールセンター TEL.0120-60-3999
	時間外労働等改善助成金に関する事	テレワーク相談センター TEL.0120-91-6479



〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4

TEL.028-637-3131 FAX.028-634-8694

<http://www.u-cci.or.jp>